



「水防法等の一部を改正する法律」の施行により『土砂災害防止法』が改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について避難確保計画の作成が義務付けられました。立山砂防事務所においても、施設・市町村・県と連携し、地域防災について取り組んでいます。

今回は、要配慮者利用施設の管理者を含めた栃津地区の住民の方々が土砂災害に対して安全に避難できるよう関係者が集まり、土砂災害への備えについて話し合いました。

『土砂災害への備えについての話し合い』

- 日 時：令和元年10月14日（月）13:00～15:30
- 場 所：栃津公民館
- 参加者：栃津地区住民、要配慮者利用施設の管理者  
立山砂防事務所、立山町、富山県

～ 内 容 ～

1. 開 会
2. 勉強会「土砂災害について」
3. 話し合い
  - ・話し合いの進め方
  - ・テーマ① 身近に感じる危ないところについて
  - ・テーマ② 大雨のときの避難について
4. まとめ
5. 閉 会

2班に分かれて話し合い



- ・身近にある危ないところ
- ・避難場所・経路と移動手段
- ・避難のタイミング
- ・避難時のルール

話し合った結果の発表



開会の挨拶



勉強会

